

問題 1

【正解】 1

【解説】 共通問題。民法解釈の基準に関する基礎的な問題であり，民法に定められた解釈基準についての理解を確認する趣旨である。2 条参照。

問題 2

【正解】 2

【解説】 共通問題。失踪宣告に関する基礎的な問題であり，宣告による死亡擬制の効果が生ずる時についての理解を確認する趣旨である。失踪者は，宣告時ではなく，法定の期間（7 年間。30 条 1 項参照）が満了した時に死亡したものとみなされる（31 条参照）。

問題 3

【正解】 2

【解説】 共通問題。法人に関するやや発展的な問題であり，権利能力なき社団の債務の帰属についての理解を確認する趣旨である。「権利能力なき社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は，その社団の構成員全員に，一個の義務として総有的に帰属するとともに，社団の総有財産だけがその責任財産となり，構成員各自は，取引の相手方に対し，直接には個人的債務ないし責任を負わない」（最判昭和 48・10・9 民集 27 卷 9 号 1129 頁）。

問題 4

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。意思表示に関する基礎的な問題であり，強迫を理由とする取消しの第三者に対する効果について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。取消しにより，AB 間の契約は遡及的に無効となる（121 条）ため，A は C に対し甲の所有権が A に属すると主張することができる。詐欺による意思表示の取消しは善意の第三者に対抗できないが，強迫による意思表示の取消しについてそのような制約はない（96 条 1 項・3 項参照）。

問題 5

【正解】 2

【解説】 共通問題。意思表示に関するやや発展的な問題であり，意思表示の効力発生時期（到達主義）についての理解を確認する趣旨である。隔地者に対する意思表示は，その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる（97 条 1 項）。相手方が通知の内容を認識しなくても到達は認められる。判例は，ここでの通知の到達とは，了知されることは必要でなく，「了知可能の状態におかれたことを意味するものと解すべく，換言すれば意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲（支配圏）内におかれることを以て足る」（最判昭和 36・4・20 民集 15 卷 4 号 774 頁）としている。

問題 6

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。代理に関する基礎的な問題であり、顕名についての理解を確認する趣旨である。100 条参照。

問題 7

【正解】 1

【解説】 共通問題。期間の計算に関するやや発展的な問題であり、期間の計算について具体的な事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。初日不算入により（140 条参照）、2 月 17 日から起算することになるので、3 月 16 日に満了する（143 条 2 項参照）。月によって期間を定めているので、3 月 16 日の終了をもって期間は満了する（141 条参照）。

問題 8

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。時効総則に関する基礎的な問題であり、時効利益の放棄についての理解を確認する趣旨である。146 条参照。

問題 9

【正解】 2

【解説】 共通問題。物権変動に関する基礎的な問題であり、意思主義についての理解を確認する趣旨である。176 条、177 条参照。

問題 10

【正解】 2

【解説】 共通問題。共有に関するやや発展的な問題であり、共有者の権利について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。最判昭和 41・5・19 民集 20 巻 5 号 947 頁参照。

問題 11

【正解】 2

【解説】 共通問題。留置権に関するやや発展的な問題であり、留置権の成否について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。295 条 2 項参照。賃貸借の解除後の費用投下につき、最判昭和 42・1・20 集民 86 号 97 頁、売買の解除後の費用投下につき、最判昭和 41・3・3 民集 20 巻 3 号 386 頁参照。

問題 12

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。抵当権の効力に関する基礎的な問題であり、一括競売について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。389 条 1 項参照。

問題 13

【正解】 2

【解説】 共通問題。抵当権の効力に関する基礎的な問題であり，抵当権と利用権の関係（抵当建物使用者の引渡しの猶予等）について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。395 条， 387 条参照。

問題 14

【正解】 1

【解説】 共通問題。所有権留保に関するやや発展的な問題であり，留保所有権者の責任について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。やや難易度が高いと思われる。最判平成 21・3・10 民集 63 卷 3 号 385 頁参照。

問題 15

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。債務不履行責任等に関する基礎的な問題であり，安全配慮義務違反による損害賠償債務が遅滞に陥る時期についての理解を確認する趣旨である。最判昭和 55・12・18 民集 34 卷 7 号 888 頁， 412 条 3 項参照。

問題 16

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。詐害行為取消権に関する基礎的な問題であり，詐害行為取消訴訟の被告についての理解を確認する趣旨である。大判明治 44・3・24 民録 17 輯 117 頁は，受益者または転得者を被告とすれば足り，債務者には被告適格がないとする。

問題 17

【正解】 1

【解説】 共通問題。保証に関するやや発展的な問題であり，保証人の責任の範囲について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。「保証人は，債務不履行により売主が買主に対し負担する損害賠償義務についてはもちろん，特に反対の意思表示のないかぎり，売主の債務不履行により契約が解除された場合における原状回復義務についても保証の責に任ずるものと認めるのを相当とする」とされている（最判昭和 40・6・30 民集 19 卷 4 号 1143 頁）。

問題 18

【正解】 2

【解説】 共通問題。債権譲渡に関するやや発展的な問題であり、債権譲渡の対抗要件について具体的事例（債権譲渡の予約）に即して理解されていることを確認する趣旨である。既修者試験 2013 年度第 13 問。判例は、債権譲渡予約の通知または承諾によっては、債務者は予約完結によって債権の帰属が変更する可能性を知るにとどまり、債権の帰属変更が生じた事実を認識することにはならないとして、予約の通知または承諾には債権譲渡の第三者対抗要件としての効力を認めることができないとしている（最判平成 13・11・27 民集 55 卷 6 号 1090 頁）。

問題 19

【正解】 1

【解説】 共通問題。弁済に関する基礎的な問題であり、代物弁済の要件について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の物を給付したときは、その給付は弁済と同一の効力を有する（482 条）。

問題 20

【正解】 1

【解説】 共通問題。契約の解除に関するやや発展的な問題であり、解除の意思表示に先立つ催告について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。大判明治 43・12・9 民録 16 輯 910 頁参照。

問題 21

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。贈与に関する基礎的な問題であり、贈与の撤回について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。「不動産の所有権移転登記が経由されたときは、該不動産の引渡の有無を問わず、贈与の履行を終わったものと解すべき」とであるとされている（最判昭和 40・3・26 民集 19 卷 2 号 526 頁）。

問題 22

【正解】 1

【解説】 共通問題。売買に関するやや発展的な問題であり、他人物売買について具体的事例（他人物売主を所有者が相続）に即して理解されていることを確認する趣旨である。判例は、問題文のような場合に、B は、真の権利者としての地位に基づき、売主としての地位に基づく履行を拒否することができるとしている（最大判昭和 49・9・4 民集 28 卷 6 号 1169 頁）。

問題 23

【正解】 2

【解説】 共通問題。売買に関するやや発展的な問題であり、瑕疵担保責任を追及する買主の損害賠償請求権の行使期間について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。最判平成 13・11・27 民集 55 卷 6 号 1311 頁参照。

問題 24

【正解】 1

【解説】 共通問題。事務管理に関する基礎的な問題であり、事務管理の継続についての理解を確認する趣旨である。700 条ただし書参照。

問題 25

【正解】 2

【解説】 共通問題。特殊の不法行為に関するやや発展的な問題であり、動物占有者等の責任について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。動物については、所有者が無過失責任を負うことはない。718 条参照。

問題 26

【正解】 1

【解説】 共通問題。親族に関する基礎的な問題であり、親族概念の理解を確認する趣旨である。725 条参照。

問題 27

【正解】 1

【解説】 共通問題。婚姻の要件に関するやや発展的な問題であり、再婚禁止期間についての理解を確認する趣旨である。設問は、平成 28 年 6 月 1 日改正（同月 7 日公布・施行）後の 733 条 2 項 1 号に該当する場合である。

問題 28

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。婚姻の効果に関する基礎的な問題であり、日常の家事に関する債務の連帯責任についての理解を確認する趣旨である。761 条について、最判昭和 44・12・18 民集 23 卷 12 号 2476 頁は、「夫婦は相互に日常の家事に関する法律行為につき他方を代理する権限を有することを規定している」とする。

問題 29

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。養子縁組の要件に関する基礎的な問題であり、尊属養子の禁止について具体的な事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。A・C は甥・叔父の関係にあり、尊属養子の禁止（793 条。叔父は傍系尊属）に抵触する。

問題 30

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。相続分に関する基礎的な問題であり、法定相続分について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。900 条 3 号参照。

問題 31

【正解】 5

【解説】 共通問題。意思表示に関する基礎的な問題であり、心裡留保・虚偽表示について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。心裡留保の第三者に対する効力については、民法改正法案 93 条 2 項参照。

問題 32

【正解】 4

【解説】 1 年次対象。無効および取消し等に関するやや発展的な問題であり、具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

1. 正しい。97 条 2 項参照。
2. 正しい。行為の無効であることを知って追認をした場合には新たな行為をしたものとみなされる（119 条ただし書）。しかし、追認の時点でも公序良俗に反するという事情に変化のない限り、新たな行為も無効である（90 条）。
3. 正しい。121 条参照。
4. 誤り。122 条参照。
5. 正しい。制限行為能力者自身も取消権者となる（120 条 1 項）。取消しの取消しは、法律関係を極めて複雑にし、相手方を著しく不安定な地位に置くことになるため、認めるべきでないとされている。

問題 33

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。物権変動に関する基礎的な問題であり、177 条の第三者の範囲について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。問題文は、最判平成 8・10・29 民集 50 卷 9 号 2506 頁の一節である。

- ア. 誤り。肢の点について、最高裁は原審を破棄し、差戻しとしている。
- イ. 正しい。判旨が述べるとおり。
- ウ. 正しい。判旨が述べるとおり。
- エ. 正しい。判旨が述べるとおり。
- オ. 誤り。A は最高裁においても背信的悪意者とされている。

問題 34

【正解】 1

【解説】 共通問題。 質権に関するやや発展的な問題であり、各種の質権の効力について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。質権者がいったん有効に質権を設定した後、345 条の規定に違背し、質権設定者に質物を占有させたとしても、その占有が法律上代理占有の効力を生じないというにとどまり、質権は消滅しない。大判大正 5・12・25 民録 22 輯 2509 頁。
- イ. 正しい。345 条。
- ウ. 誤り。不動産質についても、目的物の債権者への引渡しがない場合には、登記を行っても、質権の効力は生じない（344 条）。
- エ. 誤り。質権者は、債権の弁済を受けるまで質物を留置することができるが、不動産質権は、これを登記しなければ第三者に対抗することはできないから（177 条）、質権の一作用である質物を留置することができる効力も、登記なき限り第三者に対抗することをえない。最判昭和 31・8・30 集民 23 号 31 頁。
- オ. 誤り。363 条。平成 15 年改正後は、証書の交付を要するのは、債権譲渡に証書の交付を要する債権に限られる。

問題 35

【正解】 4

【解説】 1 年次対象。抵当権の効力に関する基礎的な問題であり、抵当権の効力が及ぶ範囲について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。大判昭和 7・4・20 新聞 3407 号 15 頁。
- イ. 誤り。最判平成 2・4・19 集民 159 号 461 頁。
- ウ. 正しい。最判昭和 40・5・4 民集 19 卷 4 号 811 頁。
- エ. 正しい。371 条参照。
- オ. 誤り。最判昭和 44・3・28 民集 23 卷 3 号 699 頁。

問題 36

【正解】 2

【解説】 共通問題。債務不履行責任等に関する基礎的な問題であり、履行の強制および債務不履行による損害賠償について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。履行の強制は債権の効力に基づくものであるから、債務不履行による損害賠償請求とは異なり、債務者の帰責事由を要件としない。
- イ. 誤り。債務不履行について損害賠償の額が予定されている場合でも、履行の請求や解除権の行使は妨げられない（420 条 2 項）。
- ウ. 誤り。催告は、履行遅滞を理由として契約を解除するためには必要であるが（541 条）、債務不履行による損害賠償請求をするには不要である（415 条参照）。
- エ. 誤り。債務不履行を理由として契約を解除した場合であっても、損害賠償の請求は妨げられない（545 条 3 項）。
- オ. 正しい。債務者が履行遅滞に陥った後に、債務者の責めに帰することができない事由によって履行不能になった場合には、帰責事由のある履行不能として取り扱われ、債務者は履行不能による債務不履行責任を免れることができない（大判明治 39・10・29 民録 12 輯 1358 頁）。

問題 37

【正解】 5

【解説】 1 年次対象。債権者代位権に関するやや発展的な問題であり、債権者代位権について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。自己の債権の保全に必要な範囲に限られるので、200 万円を限度とする（最判昭和 44・6・24 民集 23 卷 7 号 1079 頁）。
- イ. 誤り。解除権も代位行使の対象になる（大判大正 8・2・8 民録 25 輯 75 頁）。
- ウ. 誤り。B が無資力であれば、消滅時効の援用権も代位行使の対象となる（最判昭和 43・9・26 民集 22 卷 9 号 2002 頁）。
- エ. 正しい。登記請求権も代位行使の対象となる。また、責任財産の保全を目的としないから、無資力要件は不要（大判明治 43・7・6 民録 16 輯 537 頁参照）。
- オ. 正しい。大判昭和 14・5・16 民集 18 卷 557 頁、最判昭和 48・4・24 民集 27 卷 3 号 596 頁。なお、民法改正案においては、本肢の立場の変更が提案されている（423 条の 5）。

問題 38

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。委任に関するやや発展的な問題であり、委任に関する諸問題についての理解を確認する趣旨である。

1. 誤り。644 条。
2. 正しい。649 条。
3. 正しい。委任者は受任者個人を信頼して委任をするのが通常であることから、受任者には自己執行義務があると解されている（104 条参照）。
4. 正しい。651 条 1 項。
5. 正しい。653 条 1 号。

問題 39

【正解】 5

【解説】 共通問題。不法行為に関するやや発展的な問題であり、不法行為による損害賠償請求権の相続等について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。既修者試験 2009 年度第 25 問。

- ア. 正しい。財産的損害賠償請求権につき、大判大正 15・2・16 民集 5 卷 150 頁。慰謝料請求権につき、最判昭和 42・11・1 民集 21 卷 9 号 2249 頁。
- イ. 正しい。最判平成 5・4・6 民集 47 卷 6 号 4505 頁。
- ウ. 誤り。大判昭和 7・10・6 民集 11 卷 2023 頁（阪神電鉄事件）。
- エ. 誤り。この場合、C は、A の子として慰謝料請求することになる（711 条）ところ、エの条件下における父子関係は認知（783 条 1 項、787 条参照）によって生ずる。前掲大判昭和 7 年も、認知がなければ 711 条の固有の慰謝料請求はできないとしている。
- オ. 正しい。損害賠償請求権につき、被相続人の妻と子が相続する以上、被相続人の母は相続人とならない。

問題 40

【正解】 3

【解説】 共通問題。実子に関する基礎的な問題であり、父子関係について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- ア. 準正嫡出子の父子関係は認知によって成立しているもので、その否定は、認知無効による。なお、認知者自身による認知無効の主張が可能なことにつき、最判平成 26・1・14 民集 68 卷 1 号 1 頁。
- イ. 婚姻成立後 200 日内出生子については、嫡出・非嫡出いずれの出生届も可能である。もっとも、父子関係の成立は 772 条によるものではなく、その否定は親子関係不存在確認の訴えによる（最判昭和 41・2・15 民集 20 卷 2 号 202 頁）。
- ウ. 嫡出否認の典型事例である。嫡出否認が妥当する場合、親子関係不存在確認の訴えはできない。

問題 41

【正解】 3

【解説】 1 年次対象。親族法に関するやや発展的な問題であり、親族法の諸問題について具体的事例に即した理解がされていることを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。未成年者の婚姻には、父母の同意が必要である（737 条）。
- イ. 誤り。成年被後見人が協議離婚をするには、その成年後見人の同意を要しない（764 条が準用する 738 条）。意思能力を有していれば自らこれをなしうる。
- ウ. 誤り。任意認知をするには、意思能力が必要とされているが、行為能力制度は妥当しない（780 条）。
- エ. 正しい。親権者が未成年者の場合、親権の行使は当該親権者の法定代理人がする（833 条・867 条 1 項）。
- オ. 正しい。親権に服する子自身も、親権喪失の審判の請求をすることができる（834 条）。なお、意思能力は必要である。

問題 42

【正解】 5

【解説】 共通問題。共同相続と登記に関する基礎的な問題であり、当該問題について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- ① イが正しい。最判昭和 30・5・31 民集 9 卷 6 号 793 頁は、遺産共有も「民法 249 条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではない」とする。共有者たる共同相続人は、共有物（共同相続財産中の不動産）の持分を処分することができ、処分の相手方の法的地位は遺産分割によっても影響を受けない（909 条ただし書き）。
- ② エが正しい。遺産分割未了の間の共同相続の登記の申請は各共同相続人が単独で行うことができるので、ウは誤り。
- ③ オが正しい。なお、C の持分を登記に反映させるための手続は、C の D に対する、C の持分についてのみの一部抹消（更正）登記手続であるとされている（最判昭和 38・2・22 民集 17 卷 1 号 235 頁参照）。
- ④ クが正しい。民法 905 条所定の「相続分の譲渡」の理解を問うもの。

問題 43

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。遺言に関する基礎的な問題であり、遺言の諸問題についての理解を確認する趣旨である。

ア. 誤り。遺言者は、遺言執行者を指定することができるが（1006 条 1 項）、遺言執行者の指定がない場合には、家庭裁判所が選任することとされており（1010 条）、遺言が無効となるわけではない。

イ. 正しい。公正証書遺言の基本的な内容を述べたものとして正しい（1004 条 1 項 2 項）。

ウ. 誤り。908 条参照。

エ. 正しい。胎児を受遺者とする遺贈は可能である（965 条が準用する 886 条）。

オ. 正しい。遺言は、被相続人の最終意思を尊重する趣旨によるものであるから、遺言をした者は、遺言が効力を生じる（死亡時〔985 条 1 項〕）までの間、いつでも、何度でも撤回できる（1022 条）。

問題 44

【正解】 4

【解説】 1 年次対象。推定に関する基礎的な問題であり、推定の諸問題についての理解を確認する趣旨である。

ア. 正しい。32 条の 2 参照。

イ. 誤り。無過失は推定されない。186 条 1 項参照。

ウ. 正しい。250 条参照。

エ. 正しい。573 条参照。

オ. 誤り。動産債権譲渡特例法 3 条 1 項参照。

問題 45

【正解】 4

【解説】 共通問題。能力に関する基礎的な問題であり、各種の能力についての理解を確認する趣旨である。

1. 正しい。行為能力者であっても、疾病その他の事情で意思能力が失われることがある。

2. 正しい。3 条 1 項参照。

3. 正しい。102 条参照。

4. 誤り。民法は、責任能力を備えた未成年者が、不法行為責任を負う可能性があることを前提にした規定を置いている。712 条参照。

5. 正しい。753 条参照。